

第2号様式の3

平成26年度第2回法務省総合評価委員会審議概要

開催日及び場所	平成26年10月31日(金) 法務省大臣官房施設課入札室		
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)		
審議対象期間	平成26年4月1日から平成26年7月31日まで		
【工事】		(備考)	
抽出対象案件	総件数 0 件		
類 型	高度技術提案型		0 件
	標準Ⅰ型		0 件
	標準Ⅱ型		0 件
	簡易型(一般)		0 件
	簡易型(施工実績)		0 件
【業務】		(備考)	
抽出対象案件	総件数 0 件		
類 型	標準型		0 件
	簡易型		0 件
委員からの意見 ・質問, それに 対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	具申又は勧告	回 答	
	なし	なし	

意見・質問	回答
<p>(議題) 総合評価落札方式の実施方針について</p> <p>1 履行確実性の評価導入について(業務)</p> <p>建築関係建設コンサルタント業務等に係る総合評価落札方式の評価に履行確実性を導入するに当たって、履行確実性の評価は、審査項目4つで○の判定が4つあればA評価ということか。</p> <p>今回説明のあった建築関係建設コンサルタント業務等における新たな総合評価落札方式の考え方は、法務省独自のものなのか。</p> <p>分かりました。</p> <p>新たな技術評価点の算出方法に関して、「予定技術者の経験及び能力」と「実施方針など」を足したものに<math>\alpha</math>(履行確実性度)を掛けるのか。</p> <p>「実施方針など」は別途定めるか。</p> <p>「実施方針など」の内容と、審査項目に対する評価によって決まる「<math>\alpha</math>」とは独立でなければならないのではないのか。</p> <p>「実施方針など」はどのような項目で評価するのか。<math>\alpha</math>についての審査項目と重ならない方法で項目を設定するのはとても難しいのではないか。</p>	<p>そのとおりです。A評価で<math>\alpha</math>(履行確実性度)が1.0になります。これを「実施方針など」の点数に掛けて得点を算出します。</p> <p>国土交通省が平成22年4月に各地方整備局等にあてて発出している「建設コンサルタント業務などにおける総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の施行について」にある内容と同じです。</p> <p>「実施方針など」のみに<math>\alpha</math>を掛けます。</p> <p>技術提案書で申請者が提案するものです。</p> <p>評価値は、価格評価点と技術評価点の合計で算出しますが、今回新たに検討している「履行確実性」の導入は、技術評価点に対するもので、技術評価点は、配置技術者に対する評価点が25点、業務の理解度や実施方針の的確性といった「実施方針など」に対する評価点が20点で合計45点となっています。「履行確実性」については「実施方針など」の評価点20点満点に履行確実性の審査項目に対する評価によって決まる1.0から0までの係数を掛けることで評価をすることになります。</p>

意見・質問	回答
<p>「実施方針など」という項目は個々の案件によって設定するという事か。</p> <p>まず技術者の配置に関しての良しあしを評価し、その配置に関する実現性を<math>\alpha</math>で評価するという事か。それを審査項目と区別して独自の要件を設定するのは困難に思われる。</p> <p>高く評価されるような良い提案は、普通は難しく、実現性が低いのではないのか。</p> <p>評価は高いけれど確実性が低いという場合があるということか。</p>	<p>技術提案書に、どういう方針で業務を行うか記載をしてもらいます。</p> <p><math>\alpha</math>は費用の計上等に関する審査項目です。「実施方針など」の評価は実際にどのような技術者を配置する方針なのかということなので、同じ評価にはなりません。二重の評価ではありません。</p> <p>例えば、特記仕様書で技術者を3人求めているところに、追加で技術者を配置するという提案だと加点されるが、その分の報酬を確保していないと<math>\alpha</math>が低くなります。</p> <p>そのとおりです。</p> <p><math>\alpha</math>については、調査基準価格以上の入札者は、その費用が確保されている場合が多く、点数が高いでしょうし、調査基準価格未満の入札者は、追加の書類の提出を求めますので、それを審査すると点が低くなる事が考えられます。</p> <p>「履行確実性」の導入は、ダンピングを防止の効果を期待しています。</p> <p>「実施方針など」で良いことを提案して具体的な記述があれば信頼度が高く評価が上がりやすいが、良いことを提案しても具体的な記述がなかったり、適正な経費を確保していなかったりすると評価が上がりません。</p> <p>難易度の高い提案について、提案書の中身の評価と「履行確実性」の審査の両方で履行が可能になると思われます。</p>

意見・質問	回答
<p>良い提案に确实性度を掛けた結果、本当に良い提案が選ばれる結果になるのかは疑問が残る。</p> <p>それが難易度だと思われる。高度な技術を提案するという課題設定をして課題解決型のような良い提案が出てきた場合に、実現性が低いという理由で評価が低くなるとしたら残念である。</p> <p><b>2 協力雇用主へのポイント考慮について（工事）</b></p> <p>工事における総合評価落札方式の施工能力評価型における協力雇用主へのポイント考慮に関して、どのようなことを関係省庁と協議しているのか。</p> <p>人数や期間による加点の差は法務省の判断で決めるのか。</p> <p>加点評価の内容については法務省に任せるとのことか。</p> <p>運用についてはどうなるのか。</p>	<p>コンサルタントの総合評価だと、難易度というより、経費をかけて技術者を配置しているかということになります。</p> <p>実施して、その結果を見て、改善点を見直していきたい。</p> <p>刑務所出所者等を一定の期間以上雇用している申請者を加点評価するという点についてです。</p> <p>詳細な評価内容を決めるのは、これからです。</p> <p>刑務所出所者等を雇用している申請者を総合評価で加点するという点に関して理解を得ているということです。</p> <p>雇用している事実の証明方法などの運用方法については、今後、引き続き検討していきます。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p data-bbox="268 320 834 443">協力雇用主へのポイント考慮について、施工能力評価Ⅱ型に限定しているのはなぜか。</p> <p data-bbox="268 969 834 1193">Ⅰ型でも、地域で協力できると思われる。まず大きい企業にやってもらって、将来的にはそうした企業のホームページ等で協力雇用主について宣伝してもらうことも可能だと思う。</p> <p data-bbox="268 1395 834 1664">民間企業に、更に協力雇用主に参加してくれる動きが出てくると良い。PFIでは若干行われているがまだまだ少数である。犯罪白書のようなもの等何らかの形で公表できるようにするなど新たな制度を公表していくのも良いことだと思う。</p>	<p data-bbox="866 320 1433 678">協力雇用主は、刑務所等の事情を理解しておりますので、刑務所特有の保安に配慮した工事施工を行うことができ、また緊急の工事においても協力的です。もっとも規模の大きい工事であると、WTOの手続も問題になってくるということもあり、地域に密着した規模の小さい工事を対象に考えています。</p> <p data-bbox="866 969 1433 1149">協力雇用主は、施工能力評価Ⅱ型の工事を行うような規模の業者に多く、実績も確認できています。御指摘の点については、今後のステップではないかと考えています。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p><b>3 総合評価の二極化について（工事）</b></p> <p>工事の総合評価落札方式の評価方法に、相対的評価というものを新たに導入するようだが、国土交通省と同じ方法なのか。</p>	<p>同じ方法と考えています。</p> <p>標準案と同程度の提案や一般的な提案は、加点評価しません。</p> <p>現行は、2つの提案項目に対してそれぞれ最大10項目の個別提案について加点評価しています。評価結果については提出者に通知し、不採用理由を問われた場合には不採用理由を通知しており、提出者は加点された個別提案を理解していると思います。一方、相対評価は、各提出者の提案に対して、期待される効果の有効性、具体性、適切性等を比較して評価するので、比較してより効果が高いと期待できる提出者の提案は優位な提案となります。</p>